

水道事業の広域化に係る各種支援策

令和7年10月

総務省自治財政局公営企業経営室

水道事業債における財政措置

- 水道事業においては、建設改良に要する経費に対する一般会計からの繰出措置は(3)(4)を除き原則として講じていない。
- 資本費が著しく高額となっている事業については、料金格差の縮小のため、(2)高料金対策を措置。

	財政措置の対象	財政措置の内容	補助／単独
(1) 消火栓維持管理・設置費	公共消防のための消火栓設置及び管理等に要する経費	全額繰出、消防費の単位費用に算入	—
(2) 高料金対策	自然条件等により建設改良費が割高のため資本費が高額となり、高水準の料金設定をせざるを得ない事業について、料金格差の縮小に資するための資本費の一部	資本費が全国平均の2倍を超える部分を全額繰出、80%交付税措置	—
(3) 簡易水道建設改良費 統合水道建設改良費 【簡易水道事業を上水道事業に統合した際の措置】	経営基盤の強化及び資本費負担の軽減を図るため、(事業統合前の)簡易水道事業に係る建設改良のために発行された企業債、及び事業統合後に実施する建設改良のために発行された企業債の元利償還金の一部	(統合前)簡水建設改良費 元利償還金の55%繰出(元利償還補助)、交付税措置100% (統合後)統合水道建設改良費 元利償還金の1/2繰出(元利償還補助)、交付税措置50%	補助・単独
(4) その他建設改良費			
① 広域化対策	国庫補助対象事業及び都道府県の策定する「水道広域化推進プラン」に基づき実施される連絡管等の整備、集中監視施設の整備、統合浄水場等の整備及びシステムの統合等、広域化に伴い必要となる地方単独事業に要する経費	1/2繰出(出資)、交付税措置60%※ ¹	補助・単独
② 管路耐震化(一般・特別対策分)	前年度末時点で経営戦略を策定している末端給水事業者・用水供給事業者が実施する水道管路の耐震化の上積み分に要する経費	1/4※ ² 繰出(出資)、交付税措置50% 1/2※ ³ 繰出(出資)、交付税措置50%	補助・単独
③ 基幹水道構造物耐震化	浄水場、配水池等の基幹水道構造物の耐震化事業に要する経費	1/4※ ² 繰出(出資)、交付税措置50%	補助・単独
④ 上水道安全対策	災害対策(相互連絡管等)、土砂・浸水災害対策、水質安全対策に要する経費	1/2繰出(出資)、交付税措置50%	補助・単独
⑤ 防災対策	水道施設が被災した際の応急給水設備(給水車・防災用井戸・可搬式浄水設備)の整備に要する経費	1/2繰出(元利償還補助)、交付税措置70%※ ⁴	補助・単独
⑥ 水源開発対策	国庫補助の対象となったダム等の水道水源施設に係る建設改良費	1/3繰出(出資)、交付税措置50%	補助
⑦ 未普及地域解消	国庫補助の対象となった未普及地域解消に資する施設に係る建設改良費	1/3繰出(出資)、交付税措置50%	補助

- ※¹ 主に市町村の区域を超える事業範囲での広域化を行う病院事業の再編・ネットワーク化と同じ交付税措置率60%とした(令和元年～)。
- ※² 当該財政措置の対象は更新事業であるため、これまでの内部留保資金を活用することで通常の更新部分は賄うべきであることから、1/4に引き下げている
- ※³ 一定の経営努力を前提とした上で、経営条件の厳しい団体を特別対策団体として1/2に引上げ
- ※⁴ 国庫補助事業にあっては50%としている

水道広域化に関する事業に係る地方財政措置【上水】

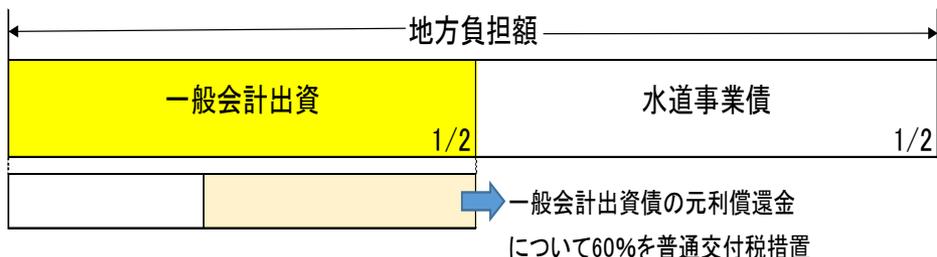
【地方財政措置の概要】＜国庫補助対象事業及び地方単独事業が対象＞

多様な広域化を推進するため、国庫補助対象事業及び都道府県の策定する「水道広域化推進プラン」に基づき実施される連絡管等の整備、集中監視施設の整備、統合浄水場等の整備及びシステムの統合等、広域化に伴い必要となる地方単独事業に要する経費の一部に対して地方財政措置を講ずるもの。

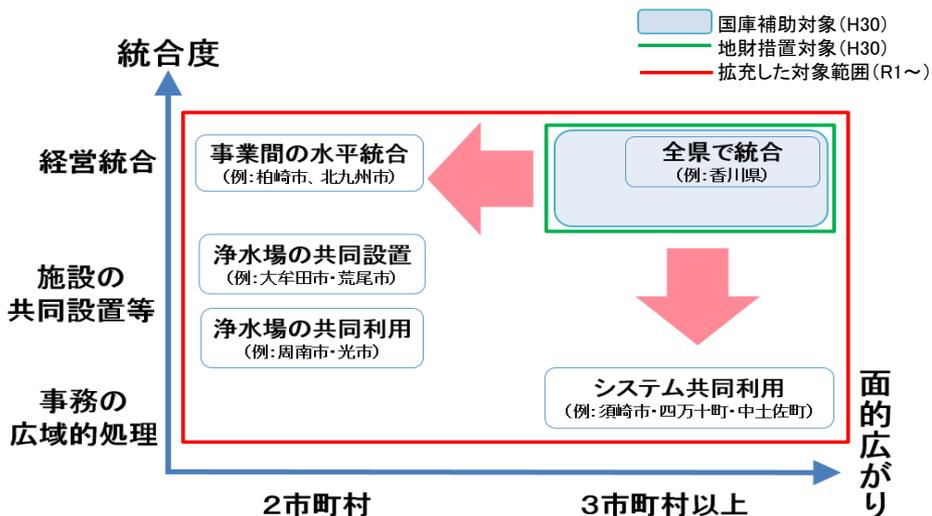
（国庫補助対象事業）



（地方単独事業）



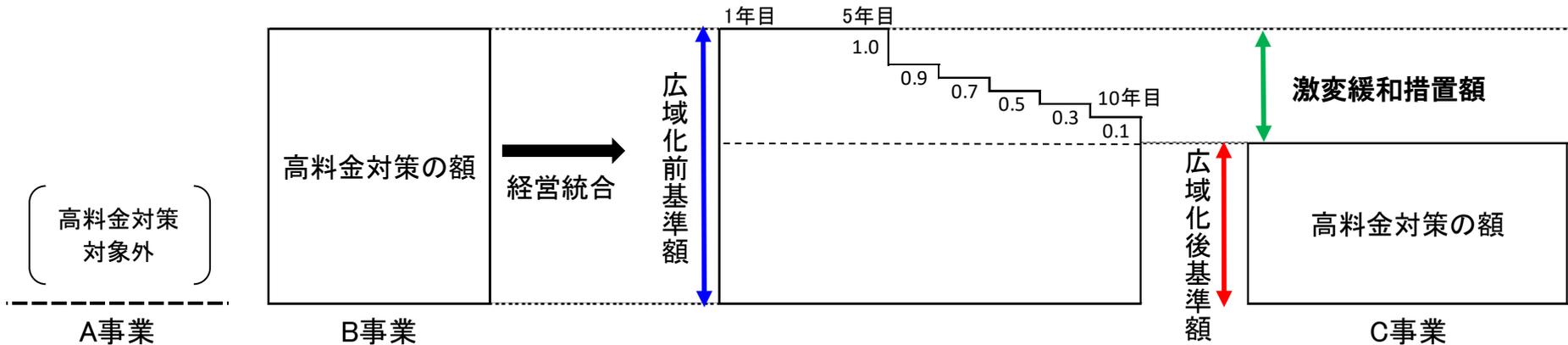
（地方財政措置の対象となる広域化のイメージ図）



広域化に伴う高料金対策の激変緩和措置【上水】

【地方財政措置の概要】

水道事業が市町村の区域を越えて経営統合を行った場合、統合前の事業に係る高料金対策の措置額が減少または皆減する場合があるため、広域化を推進する観点から、令和1年度以降、市町村の区域を越えて経営統合を行った団体を対象に統合後の高料金対策の額が、統合前の事業がなお統合前の区域をもって存続した場合に算定される額を下回る場合、激変緩和措置として統合前後の差額に対し、統合の翌年度から10年間で、地方財政措置を講じるもの。（6年目以降、段階的に縮減）



※毎年度把握する資本費等により算定

[一定率]

1~5年目	6年目	7年目	8年目	9年目	10年目
1.0	0.9	0.7	0.5	0.3	0.1

令和7年度「地方公共団体の経営・財務マネジメント強化事業」 ～ 総務省と地方公共団体金融機構の共同事業 ～

- 人口減少が進展する一方で、インフラ資産の大規模な更新時期を迎える中、財政・経営状況やストック情報等を的確に把握し、「見える化」した上で、中長期的な見通しに基づく持続的な財政運営・経営を行う必要性が高まっている
- しかしながら、地方公共団体においては、人材不足等のため、こうした経営・財務マネジメントに係る「知識・ノウハウ」が不足し、小規模市町村を中心に公営企業の経営改革やストックマネジメント等の取組の推進に困難を伴っている団体もあるところ

➡ **地方公共団体の経営・財務マネジメントを強化し、財政運営の質の向上を図るため、総務省と地方公共団体金融機構の共同事業として、団体の状況や要請に応じてアドバイザーを派遣**

事業のポイント

- ① アドバイザーは、自治体職員・OB、公認会計士、学識経験者等の**専門的な人材が務め、それぞれの団体が選択**
- ② アドバイザーの**派遣経費（謝金、旅費）は、地方公共団体金融機構が負担し（団体の負担なし）、直接支払う**

事業概要

（1）支援分野

- 公営企業・第三セクター等の経営改革
 - ・ **D X・G Xの取組**
 - ・ **経営戦略の改定・経営改善**
 - ・ 公立病院経営強化プランの改定・経営強化の取組
 - ・ **上下水道の広域化等**
 - ・ 第三セクター等の経営健全化
- **公営企業会計の適用**

- 地方公会計の整備・活用
- 公共施設等総合管理計画の見直し・実行
- 地方公共団体のD X（消防防災D Xなど）
- 地方公共団体のG X
- 地方公共団体間の広域連携
(公共施設の集約化等、専門人材の確保、事務の共同実施)
- 地方税務行政のD X等（課税事務の効率化、徴収事務の効率化）※R7.7から
- 地方創生2.0における好事例の横展開 ※R7.10から
- 首長・管理者向けトップセミナー

（2）支援の方法

個別の地方公共団体に派遣

都道府県に派遣

課題対応アドバイス事業	課題達成支援事業	啓発・研修事業
上記の支援分野について、アドバイスを必要とする団体の要請に応じて派遣	上記の支援分野に係る特定の課題の達成が困難となっている団体に対して、アドバイザーの活用を個別に要請	都道府県が市区町村等に対する研修会・相談会を開催する場合に、講師として派遣

水道事業の広域化のための支援のあり方

(水道事業の広域化に係る検討の視点) ※第7回研究会提示論点

水道事業の経営基盤の強化に向けた経営広域化の推進について、どのような支援策が考えられるか。

1. 経営広域化の検討促進に向けた支援のあり方の検討 ※第7回研究会提示論点

- 経営広域化を具体的にどのように進めていくのが適切か。
- 経営広域化を円滑に実施するためにどのような支援策が考えられるか。

2. 小規模事業者への支援のあり方の検討 ※第7回研究会提示論点

- 小規模事業者を念頭に広域化等に取り残される懸念があることをどのように考えるか。
- 経営状況等が異なる各自治体に対して、経営広域化を促していくためにどのような財政措置が考えられるか。

(本日まで議論いただきたい主な事項)

- 平成30年の水道法改正及びそれを踏まえた水道広域化推進プランの策定から、一定の期間が経過する中で、プランの記載内容や各地域の現状等以下の点を踏まえ、経営広域化の推進方策を検討できないか。

【経営広域化の検討促進】

- ・ 水道広域化推進プランの内容や、策定後の取組状況等
- ・ 経営広域化の先行事例における検討段階の効果額等

【小規模事業者への支援】

- ・ 小規模事業者の状況 ※第7回研究会提示
- ・ 水道広域化推進プランの内容等

【その他の財政支援】

- ・ 広域化実現の際に要する負担の状況